

令和5年矢板市議会定例会

第390回定例会議

提出議案説明書

令和5年9月

矢 板 市

提出議案説明書

令和5年矢板市議会定例会第390回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算5件、決算の認定7件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、人事案件2件及びその他2件の計21件であります。

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出にそれぞれ4億4,066万3千円を追加計上し、予算総額を157億7,955万5千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、財産管理費、企画調整費、電算化推進事業及び戸籍住民基本台帳事務費に係る経費を追加計上し、庁舎管理整備費に係る経費を減額いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、児童福祉対策事業等に係る経費を追加計上し、介護保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

農林水産業費におきましては、日本型直接支払事業及び森林経営管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、認定外道路整備事業、普通河川整備事業及び都市公園維持管理費に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、非常備消防活動費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、一般管理費、小・中学校一般管理費、小・中学校施設大

規模改修事業及び図書館費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整を行ったほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る時間外勤務手当を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金及び繰入金を追加計上し、市債を減額いたしました。

あわせて、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1億7,784万6千円を追加計上し、予算総額を32億2,844万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金及び諸収入を追加計上し、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費及び基金積立金を追加計上し、地域支援事業費を減額いたしました。

議案第3号 令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ4,200万4千円を追加計上し、予算総額を35億5,200万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金、繰越金及び諸収入を追加計上いたしまして、歳出には、総務費、保健事業費、積立金及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、収

益的収入及び支出における支出において、営業費用を10万円増額し、水道事業費用総額を7億810万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を110万円増額し、資本的支出総額を5億4,610万円に補正しようとするものであります。

議案第5号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を104万円増額し、下水道事業費用総額を6億9,324万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を4千円増額し、資本的支出総額を5億9,750万4千円に補正しようとするものであります。

議案第6号から議案第12号までの7議案については、令和4年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（決算）

第233条 第1項及び第2項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 省略

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地 方 公 営 企 業 法 (抜 粋)

(決 算)

第 3 0 条 第 1 項 から 第 3 項 まで 省 略

4 地 方 公 共 団 体 の 長 は、 第 2 項 の 規 定 に よ り 監 査 委 員 の 審 査 に 付 し た 決 算 を、 監 査 委 員 の 意 見 を 付 け て、 遅 く と も 当 該 事 業 年 度 終 了 後 3 月 を 経 過 し た 後 に お い て 最 初 に 招 集 さ れ る 定 例 会 で あ る 議 会 の 認 定 (カ ッ コ 内 省 略) に 付 さ な け れ ば な ら ない。

以 下 省 略

議案第 1 3 号 矢板市森づくり条例の制定については、本市における森づくりに関し、基本理念を定め、次世代へ豊かな森林を継承するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 1 4 号 矢板市印鑑条例の一部改正については、移動端末設備に搭載された利用者証明用電子証明書を使用し、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付を可能とすることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 5 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 6 号 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正については、利用形態の一部に変更が生じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 矢板市空家等審議会条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に合わせ、管理不全空家等に対する措置の方針を所掌事務へ追加することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります宮本福德氏が、令和5年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります渡邊好雄氏が、令和5年6月19日をもって退任したことに伴い、後任の委員に、矢板市■■■■■、和田孝男氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第20号 令和4年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 第1項省略

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

議案第21号 令和4年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和4年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。